

秋田市告示第30号

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同政令の規定による、改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間